第９１号議案

豊川市手数料条例の一部改正について

豊川市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成２４年１１月３０日提出

豊川市長　山　脇　　実

豊川市手数料条例の一部を改正する条例

豊川市手数料条例（平成１２年豊川市条例第１４号）の一部を次のように改正する。

別表第５の２５の項を次のように改める。

25	良普進る平年８第１８項に用場含にる良築の申法第規申除に審優の促す（０第）第２定準るを）す優建画の同条にる期宅の関律２律号条（第規りるを）。定期宅計定（９項すを）。す長住及に法成法７６項条のよす合む規長住等認請第１定請く対査	良築認手 優建画請 期宅計申料 長住等定数	良普進る６項第除に基合住質促関律１律１５項す住評（のい録能機いが場優の促す第１（を）る適と品のに法成法８第１定録能関こお登性価と）た期宅の関律第号号。げにるの保等る平年８）第規登性機下に「宅価」。め長住及に法条各３く掲準す宅確進す（１第号条にる宅価以項て住評関う認合	住宅の途中建築物の人用途に供する部分のみを住宅以外の用途に供する部分に限って用いるものの項１居住戸住宅以外の用途に供する部分が共同住宅等の項	戸建住宅の総数が５以下の棟数の共同住宅等の総戸数が６以上の棟数の共同住宅等の総戸数が１０以上の棟数の	１７，３００円 １７，６００円 １２４，０００円 １３５，０００円 １４７，０００円

						同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
			その他の場合	１戸建て住宅		１戸につき６４，８００円
				共同住宅等	１棟の総戸数が５以下のもの	１戸につき、１３９，１００円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
					１棟の総戸数が６以上１０以下のもの	１戸につき、２１６，７００円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
					１棟の総戸数が１１以上のもの	１戸につき、４１８，５００円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
		長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第６条第１項各号（第３号を除く。）に掲げる基準に適合すると登録住宅性能評価機関が認めた場合	１戸建て住宅		１戸につき４，０００円
				共同住宅等	１棟の総戸数が５以下のもの	１戸につき、８，０００円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
					１棟の総戸数が６以上１０以下のもの	１戸につき、１３，９００円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
					１棟の総戸数が１１以上のもの	１戸につき、２０，１００円を同一の建

						てが戸て い請住し つ申る除 ににれで額 物時わ数た 築同行の得
			その他の場合	１戸建て住宅		２円 ００き ３００つ に １５，
				共同住宅等	総戸以下の５棟の１数のも	０建てが戸て き、０のい請住し ２一つ申る除 に，同ににれで額 ９を物時わ数た １５円築同行の得
					総戸以上の６棟以下の１数１もの	０建てが戸て き、０のい請住し ８一つ申る除 に，同ににれで額 ４を物時わ数た １９円築同行の得
					総戸以１の１棟の１数上もの	１０のい請住し き、一つ申る除 つ，同ににれで額 に６を物時わ数た ８円築同行の得 １１０建てが戸て

別表第５に次のように加える。

29	低の関律２律４５１５２定準場含にる建築の の化に法成法８第第第規りる を）す素新画 市素進る平年８）条（条のよす を）す素新画 都炭促す（４第号４項５項に用合む規低築等	建築認手 素新画請 炭物計申料 低築等定数	低の関律条各げにる県定関こびお適認と）た の化に法４項掲準す知が機下及に「確」。め 市素進る５１に基合愛事る以項考て性関う認 都炭促す第第号る適と知め（の備い合機いが	１戸建て住宅			０き ００つ ２に １５， 円
				共同住宅等	の係の 戸にも 住みる	に戸１の 請るがも 申係数の	０き ００つ ２に １５， 円
						に戸２５の 請るが上下の 申係数以以も	０き ３つ に １０件， １０円
						に戸６１ 請るが上 申係数以	０き ５つ に １１０件７， 円

	認定の申請に対する審査		場合			０以下のもの	
						申請に係る戸数が１１以上のもの	１件につき２９，１００円
					建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るもの	１棟の戸数が１のもの	１件につき５，２００円
						１棟の総戸数が２以上５以下のもの	１件につき１０，３００円
						１棟の総戸数が６以上１０以下のもの	１件につき１７，５００円
						１棟の総戸数が１１以上のもの	１件につき２９，１００円
				その他の建築物	建築物の延べ面積が３００平方メートル以下のもの		１件につき１０，３００円
					建築物の延べ面積が３００平方メートルを超えるもの		１件につき２９，１００円
			その他の場合	１戸建て住宅			１件につき３７，１００円
				共同住宅等	住戸のみに係るもの	申請に係る戸数が１のもの	１件につき３７，１００円
						申請に係る戸数が２以上５以下の	１件につき７４，９００円

						もの	
						申請に係る戸数が６以上１０以下のもの	１件につき１０５，４００円
						申請に係る戸数が１１以上のもの	１件につき１４８，３００円
					建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るもの	１棟の戸数が１のもの	１件につき３７，１００円
						１棟の総戸数が２以上５以下のもの	１件につき７４，９００円
						１棟の総戸数が６以上１０以下のもの	１件につき１０５，４００円
						１棟の総戸数が１１以上のもの	１件につき１４８，３００円
				その他の建築物	建築物の延べ面積が３００平方メートル以下のもの		１件につき２６１，６００円
					建築物の延べ面積が３００平方メートルを超えるもの		１件につき４１７，１００円
		低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	都市の低炭素化の促進に関する法律第５４条第１項各号に掲げ	１戸建て住宅			１件につき３，２００円
				共同住宅等	住戸のみに係るもの	申請に係る戸数が１	１件につき３，２００円

			る基準に適合すると適合性確認機関が認めた場合			のもの	
						申請に係る戸数が2以上5以下のもの	1件につき6，200円
						申請に係る戸数が6以上10以下のもの	1件につき10，500円
						申請に係る戸数が11以上のもの	1件につき17，500円
					建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るもの	1棟の戸数が1のもの	1件につき3，200円
						1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1件につき6，200円
						1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1件につき10，500円
						1棟の総戸数が11以上のもの	1件につき17，500円
				その他の建築物	建築物の延べ面積が300平方メートル以下のもの		1件につき6，200円
					建築物の延べ面積が300平方メートルを超えるもの		1件につき17，500円

			その他の場合	１戸建て住宅			１件につき２０，１９０円
				同居共住等	の係の戸にも住みる	に戸１の請るがも申係数の	１件につき０，２１０円
						に戸２５の請るが上下の申係数以以も	１件につき０，５１３０円
						に戸６１下の請るが上以も申係数以０の	１件につき０，５１５０円
						に戸１上の請るが以も申係数１の	１件につき０，１７７０円
					物又築体住係の築体建全びにも建全は物及戸る	のがも棟数の１戸１の	１件につき０，２１９０円
						の数以以も棟戸２５の１総が上下の	１件につき０，５１３０円
						の数以０の棟戸６１下の１総が上以も	１件につき０，５１５０円
						の数１の棟戸１上の１総が以も	１件につき０，１７７０円

				その他の建築物	建築物の延べ面積が３００平方メートル以下のもの	１件につき１３１，９００円
					建築物の延べ面積が３００平方メートルを超えるもの	１件につき２１１，５００円

別表第５備考に次の４項を加える。

４　２９の項に掲げる低炭素建築物新築等計画認定申請手数料（都市の低炭素化の促進に関する法律第５４条第１項各号に掲げる基準に適合すると適合性確認機関が認めた場合における共同住宅等の建築物全体又は建築物全体及び住戸に係る申請に係るものに限る。）について、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算する。

⑴　住宅の用途に供する共用の部分（以下「共用部分」という。）がある場合　１０，３００円

⑵　住戸及び共用部分以外の部分（以下「非住宅部分」という。）がある場合　当該非住宅部分の床面積の合計について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める額

ア　３００平方メートル以下のもの　１０，３００円

イ　３００平方メートルを超えるもの　２９，１００円

５　２９の項に掲げる低炭素建築物新築等計画認定申請手数料（その他の場合における共同住宅等の建築物全体又は建築物全体及び住戸に係る申請に係るものに限る。）について、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算する。

⑴　共用部分がある場合　１１８，５００円

⑵　非住宅部分がある場合　当該非住宅部分の床面積の合計について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める額

ア　３００平方メートル以下のもの　２６１，６００円

イ　３００平方メートルを超えるもの　４１７，１００円

６　２９の項に掲げる低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料（都市の低炭素化の促進に関する法律第５４条第１項各号に掲げる基準に適合すると適

合性確認機関が認めた場合における共同住宅等の建築物全体又は建築物全体及び住戸に係る申請に係るものに限る。）について、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算する。

⑴　共用部分がある場合　６，２００円

⑵　非住宅部分がある場合　当該非住宅部分の床面積の合計について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める額

ア　３００平方メートル以下のもの　６，２００円

イ　３００平方メートルを超えるもの　１７，５００円

７　２９の項に掲げる低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料（その他の場合における共同住宅等の建築物全体又は建築物全体及び住戸に係る申請に係るものに限る。）について、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算する。

⑴　共用部分がある場合　６０,３００円

⑵　非住宅部分がある場合　当該非住宅部分の床面積の合計について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める額

ア　３００平方メートル以下のもの　１３１，９００円

イ　３００平方メートルを超えるもの　２１１，５００円

附　則

この条例は、平成２５年１月１日から施行する。

理　由

この案を提出するのは、受益者負担の適正化を図るため長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料及び低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料を定める必要があるからである。